

2024 年度(令和 6 年度)

川崎市立大谷戸小学校

いじめ防止基本方針

川崎市立大谷戸小学校いじめ防止基本方針（案）

1 令和6年度 学校経営計画

・教育関係法令
・小学校学習指導要領
・かわさき教育プラン
・学校評価の方法

学校経営方針
・新しい時代を拓く学校経営を目指す。
・生命の尊さや価値を知り、お互いの存在を尊重できる、心豊かな子どもを育てる。
・学習指導要領のもと、一人一人が輝き、「確かな学力」を身につけられるようさらなる授業力向上に努める。

学校教育目標

- 心豊かで、たくましい子
 - 自他のよさを認め合い、互いに協力し合い、高めあう心を養う。
 - 自然を愛し、美しいもの、崇高なものに感動する心を養う。
 - 自己制御できる強い意志力を培う。
 - 命を大切にし、健康安全につとめる心を養う。
- よく考えて、進んで行動する子
 - よく見、よく聞き、筋道を立てて考える能力を育てる。
 - 進んで課題に取り組み、自ら解決する能力を育てる。
 - 進んで物事に当たり、最後までやり抜く意志力を育てる。

めざす子ども像（児童目標）
「ともに生きる」**大**きな心 **が**んばる子 **や**さしい子
どもだちいっぱい **大谷戸**

学校経営目標（今年度の重点目標）

① 好ましい人間関係づくりと個性豊かな学年・学級などの経営	② 基礎・基本の定着と主体的に学ぶ意欲の育成	③ 信頼されるための教職員の連携と協働体制の確立	④ 今日的な課題等への取組
-------------------------------	------------------------	--------------------------	---------------

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ○学習指導要領の趣旨を大切に授業力向上に向けた校内研究の推進 ○児童理解・指導の研修の充実 ・学級の垣根を低くした経営、学級・学年に留めず解決に向け共通理解を図る ・協力指導等の積極的な実施 交換授業の実施 ○「子どもの権利条例」の趣旨を生かした人権尊重教育 ・子どもが相談できる関係づくり ・子どもの「思いや願い」を生かした行事の企画・運営 ・「いじめ」の根絶と不登校にならないような行内体制の充実 ○豊かな感性を育む情操教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎基本のさらなる定着と活用の充実 ・分かる授業、魅力ある楽しい授業のための教材研究と授業実践 ・教育方法の改善(交換授業、専科等による協業体制の確立) ・外国語教育の充実 ・基礎体力の向上を目指した「さらさらタイム」の充実 ○特別支援教育の推進 ・支援教育 CO.を中心とした、通常学級に在籍する個別支援等を必要とする児童への支援の充実 ・取り出し・入り込み支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会との連携(コミュニティースクール) ○家庭・地域参画型教育活動の推進 ・教育ボランティアの積極的な導入 ・授業参観・学級懇談会などの運営の工夫 ・地域への学校公開日の運営の工夫 ○「わかば級」における協力指導体制の構築 ○地域・PTA行事への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の危機管理 ・安全防災教育の取組及び危機管理に対する取組 ○GIGA スクール構想の推進 ○「体罰」「セクハラ」「飲酒運転」「個人情報漏洩」など不祥事の防止と研修の充実 ○児童及び教職員の怪我などの予防 ○教職員が児童と向き合う時間を確保するための業務改善の推進 ・働き方改革のさらなる推進 ・市政100周年記念事業への対応
---	---	---	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、支援教育コーディネーター、総括教諭、教務主任、学年主任7名、
養護教諭、スクールカウンセラー（要請による派遣）、
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・
(教頭、CO.、学校評価担当)
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 教頭、CO. ）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭、教務主任、研修担当）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ CO. ）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 全構成員 ）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ CO. ）
1年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任） 2年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
3年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任） 4年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
5年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任） 6年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ CO. ）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ CO.、用養護教諭 ）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（児童会担担当、CO.）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 教頭、教務主任 ）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（地域教育会議担当者、教務主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（CO.）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（CO.）

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担・年間指導計画についての確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討
6	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート結果の実施・集約 ・学校生活アンケート結果を受けての対応についての確認 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生*共育プログラムについての研修 <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (児童会活動を中心とした全校の取組)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・情報モラル教室実施 ・夏期休業期間における対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめの防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省のまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・子どもの権利条約の確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・子どもの権利条約の確認 ・教育相談の計画と準備
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・児童会活動を中心としたいじめ防止標語の募集
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校生活アンケート実施・集約 ・学校生活アンケート結果を受けての対応についての確認 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・【学校体制振り返り月間】の取組 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・子どもの思いや願いを生かした行事の企画運営
- ・集会・児童集会での呼びかけや人間関係づくり構築のための活動の実施
- ・自主的なあいさつ運動や校内美化活動
- ・共生＊共育プログラムによる人間関係づくり、相互理解

[交流活動の活性化]

- ・たてわり活動
- ・聾学校との交流
- ・委員会活動（あいさつ運動）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動
- ・居住地交流

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者との連携 (PTA 活動)

- ・広報紙による呼びかけ
- ・個人面談・懇談会等での情報交換・人権意識啓発

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・寺子屋おおがやと